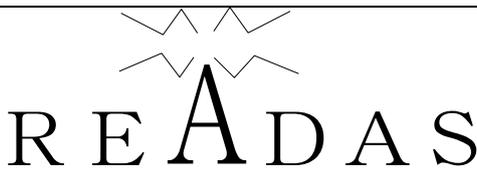


第 3939 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 2月17日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

金融証券税制の改正

Q：今年の税制改正では、上場株式に係る税制が改正されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

上場株式等に係る配当・譲渡益課税は、現行10%の軽減税率が適用されていますが、平成24年1月からは本則税率の20%に戻ることが決まっています。そこで、個人投資家による株式市場離れが起きないように、この税率が上がるタイミングに合わせて一定の非課税措置が講じられました。概要は次のとおりです。

- ① 居住者等が、証券会社などに開設した非課税口座において管理されている上場会社に係る配当で開設年から10年以内に支払いを受けるものには所得税及び住民税が課されない。
- ② 居住者等が非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に、その非課税口座内上場株式等を金融商品取引業者等に売委託等をして譲渡した場合には、その譲渡益に対しては所得税及び住民税が課されない。
- ③ その年1月1日において満20歳以上である者が適用の対象となる。
- ④ 「非課税口座」は、平成24年から平成26年までの各年において設定された口座（1人につき1年1口座に限る）をいう。
- ⑤ 非課税口座には、取得対価の額の合計額が100万円以内の上場株式等のみ預け入れることができる。

